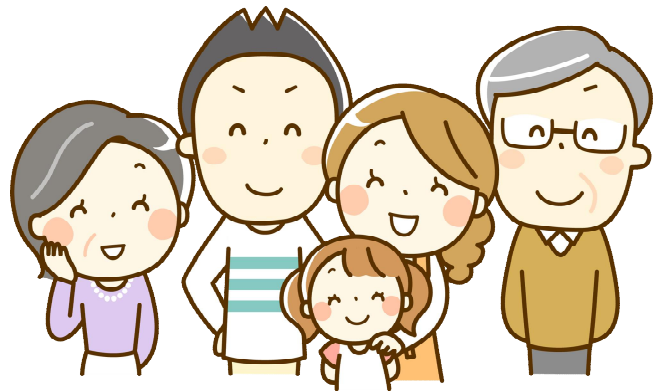


か さ ま し け い か く
笠間市こども計画

やさしい^{ばん}版



令和8年3月

けいかく こども計画ってなに?



1 かていちょう きほんほう こども家庭庁とこども基本法

こどもたちが^{しあわ}幸せになれるよう、2023年に^{ねん}
こども家庭庁が^{かていちょう}つくられました。
おなとし^{おな とし}、こどもにとって^{たいせつ}大切なことを^{さだ}定めた
こども^{きほんほう}基本法が^{きほんほう}つくられました。

2 けいかく こども計画

こども^{きほんほう}基本法には、こどもの^{いけん}意見をきいて、
それぞれの^{ちいき}地域でこども^{けいかく}計画をつくって
ほしいと^{さだ}定められています。

みなさんにとって、何が^{なに}一番^{いちばん}よいことかをかんがえ、

「^{かさまし}笠間市こども^{けいかく}計画」をつくりました。

★この計画はこどものみなさんの^{してん}視点^{たいせつ}を大切に^{してん}してつくりました。

2. 計画の対象・期間 ～だれのための計画？～

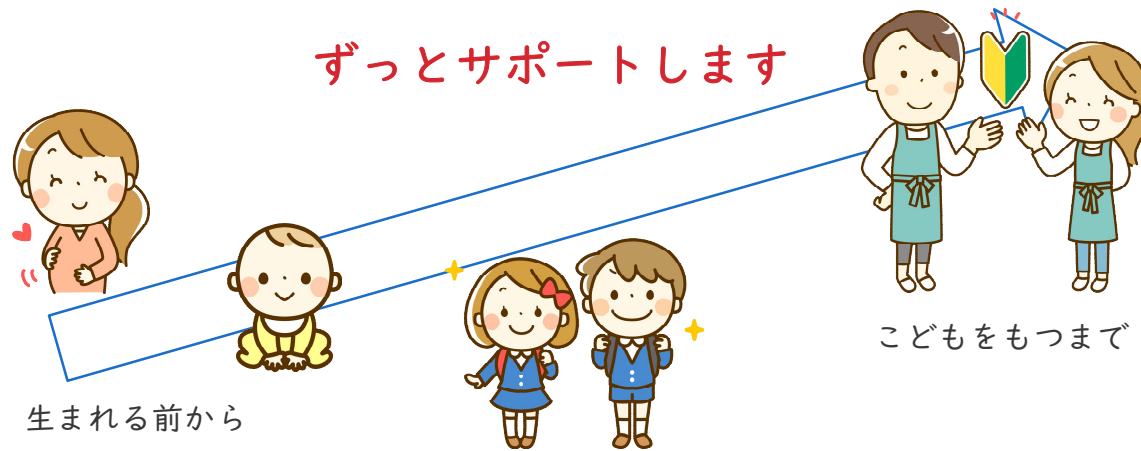
1 だれのための計画？

こどもを「成長の途中にある者」として、

18歳以上の人も対象とします。

生まれる前から、こどもをもつまでずっと

切れ目のないサポートをします。



→ 笠間市にすんでいるこどもや子育てをしている人、こどものまわりにいるすべての大人の人たちのための計画です。

2 計画の期間は？

国のこども大綱や茨城県のこども計画を参考に2029年度までの4年間とします。

※令和7年度につくった子ども・子育て支援事業計画とあわせて一つの計画としています。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
		笠間市こども計画				第2期 こども計画
	第2期	第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画				


※こども大綱とは

国のこどもにかかわるとりくみに関する基本的な方針

1 アンケート調査^{ちょうさ}

(1) 令和6年度アンケート調査 ^{ちょうさ}	(回答数) ^{かいとうすう}
・小学5年生と中学2年生	507件
・保護者 ^{ほごしゃ}	398件
(2) 令和7年度アンケート調査 ^{ちょうさ}	(回答数) ^{かいとうすう}
・小学5年生～中学3年生	1,668件
・40歳未満の若者 ^{さいみまん わかもの}	238件
(3) シールアンケート	(回答数) ^{かいとうすう}
・笠間の陶炎祭 ^{かさま ひまつり}	257件
・ふるさとまつり	113件

2 ヒアリングや意見交換会^{いけんこうかんかい}



(1) 放課後児童クラブ ^{ほうかごじどう}	
・友部小児童クラブ	10人
・笠間小児童クラブ	9人
・岩間第三小児童クラブ	9人
(2) 高校生座談会 ^{こうこうせいざだんかい}	
・日本ウェルネス高等学校	10人
・茨城県立IT未来高等学校	10人
・茨城県立笠間高等学校	5人
(3) さまざまな課題を抱えたこども ^{かだい}	23人
(4) 笠間市に勤務する若者 ^{かさまし きんむ わかもの}	37人

3 かさま し こ 笠間市子ども・こそだ かいぎ 子育て会議

きょういくかんけいしゃ ほいくかんけいしゃ ほごしゃだいひょう
教育関係者、保育関係者、保護者代表など

20名の方がいいん委員となり、けいかく計画についてしんぎ審議を
していただきました。

しんぎ
※審議とは
どうすればよいか、
話し合って決めること



4 パブリック・コメント

けいかく 計画について、たくさんの人からいけん意見を

かんせい
きいて完成させました。

じっしきかん
◆実施期間

令和8年2月12日～3月3日まで



➤ けいかく 計画をつくるために、たくさんのこどもやわかもの若者、おとな大人のいけん意見をきいてさんこう参考にしました。

4. こども、家庭を取り巻く課題 ～みなさんの意見から見えてきたもの～

【課題1】 かだい こどもの権利を広く知ってもらい、けんり ひろ し こどもの権利を守る必要があります。けんり まも ひつよう

※こどもの権利とは、けんり すべてのこどもたちが幸せに健やかに育つためにもっている権利です。しあわ すこ そだ けんり

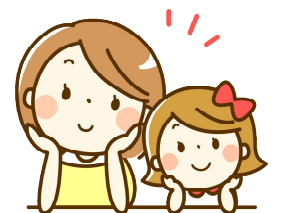
【課題2】 かだい すべてのこどもの生きる力を育てるため、い ちから そだ 教育保育環境を整える必要があります。きょういくほいくかんきょう ととの ひつよう

※生きる力とは、じぶん よ 自分の良さや可能性を理解し、かのうせい りかい じぶん 自分のかんがえをもち、いけん ちから 意見をいえる力とかんがえます。
(もんぶかがくしょう へんか はげ 文部科学省では、変化の激しいこれからの時代を生き抜くための力としています。)じだい い ぬ ちから

【課題3】 かだい すべてのこどもが安心して成長できるように環境を整える必要があります。あんしん せいちょう かんきょう ととの ひつよう

【課題4】 かだい ヤングケアラーや貧困など困難な状況にあるこどもを支援する必要があります。ひんこん こんなん じょうきょう しえん ひつよう

※ヤングケアラーとは、おとな 大人がするような家族の世話などをしているこども・若者のことです。かぞく せわ わかもの





きほんりねん
基本理念

かさまし
～笠間市がめざすまち～

※基本理念とは

こんな市にしたいというかんがえかた

それぞれの個性を大切に^{こせい たいせつ}して、好きなことやりたいことをもち、それに向かって
がんばって^{そだ}いけるこどもたちを育てていき^{おも}たいという思いでつくりました。
すべてのこどものみなさんがいきいきと成長^{せいちょう}できるまちをめざします。

ゆめ きぼう
こどもが夢と希望をもち

みらい き ひら
未来を切り拓くまち かさま



基本目標Ⅰ こどもが^{まな}学び^{せいちよう}成長^{じっかん}を実感^{おこな}できるとりくみを行います

(1) こどもの^{けんり}権利^{まも}を守るとりくみとこどもにより^{しえん}そう支援^{しえん}をします

- ①こども^{きほんほう}基本法^{けんり}やこどもの^{けんり}権利^{じょうやく}条約^{ひと}をたくさん^{ひと}の^し人^しに^し知^しって^しもら^しいます。
- ②すべての^{ひと}人^{しあわ}が^い幸^いせ^いに^{けんり}生^{けんり}きて^{まも}いく^{まも}た^{まも}め^{おこな}の^{おこな}権^{おこな}利^{おこな}を^{おこな}守^{おこな}るとり^{おこな}く^{おこな}み^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}い^{おこな}ます。
- ③こどもにより^{しえん}そ^{しえん}い^{しえん}な^{しえん}が^{しえん}ら^{しえん}、^{しえん}支^{しえん}援^{しえん}を^{しえん}し^{しえん}ま^{しえん}す。

※こどもの権利条約とは
世界中のこどもの権利
について決めた約束

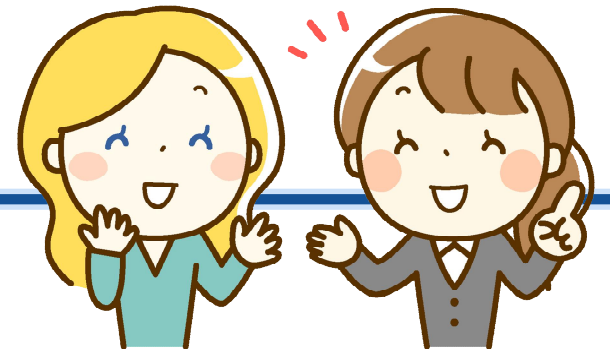
(2) こどもの^{まな}学び^{たいけん}と^き体^{かい}験^{じゅうじつ}の^{じゅうじつ}機^{じゅうじつ}会^{じゅうじつ}を^{じゅうじつ}充^{じゅうじつ}実^{じゅうじつ}さ^{じゅうじつ}せ^{じゅうじつ}ま^{じゅうじつ}す

- ①いろいろな^{あそ}遊^{あそ}び^{あそ}や^{あそ}体^{あそ}験^{あそ}活^{あそ}動^{あそ}を^{あそ}行^{あそ}い^{あそ}ま^{あそ}す。
- ②外国に^{がいこく}ル^{がいこく}ーツ^{がいこく}を^{がいこく}も^{がいこく}つ^{がいこく}こ^{がいこく}ども^{がいこく}へ^{がいこく}の^{がいこく}支^{がいこく}援^{がいこく}と^{がいこく}国^{がいこく}際^{がいこく}交^{がいこく}流^{がいこく}を^{がいこく}行^{がいこく}い^{がいこく}ま^{がいこく}す。

※外国にルーツをもつこどもとは
親が外国出身であるこども

(3) こどもが^{いけん}意^{いけん}見^{いけん}を^{いけん}い^{いけん}う^{いけん}機^{いけん}会^{いけん}を^{いけん}つ^{いけん}く^{いけん}り^{いけん}、^{いけん}居^{いけん}場^{いけん}所^{いけん}づ^{いけん}く^{いけん}り^{いけん}に^{いけん}と^{いけん}り^{いけん}く^{いけん}み^{いけん}ま^{いけん}す

- ①こどもが^{いけん}意^{いけん}見^{いけん}を^{いけん}い^{いけん}う^{いけん}機^{いけん}会^{いけん}・^{いけん}場^{いけん}を^{いけん}つ^{いけん}く^{いけん}り^{いけん}ま^{いけん}す。
- ②こどもが^{あんしん}安^{あんしん}心^{あんしん}し^{あんしん}て^{あんしん}す^{あんしん}ご^{あんしん}せ^{あんしん}る^{あんしん}居^{あんしん}場^{あんしん}所^{あんしん}を^{あんしん}つ^{あんしん}く^{あんしん}り^{あんしん}ま^{あんしん}す。



基本目標2 支援や関わりが必要な子ども・家庭へ支援をします

(1) 支援が必要な子どもと家庭へ支援をします

- ① 発達に特性のある子どもや障がいのある子どもの支援を行います。
- ② ひとり親家庭が自立できるように支援をします。

※自立とは
自分の力で生活すること

(2) 子どもの生活の支援を行います

- ① 教育の支援を行います。
- ② 生活が安定するように支援を行います。
- ③ 保護者の仕事が安定するように支援を行います。
- ④ 経済的な支援を行います。
- ⑤ 関係する機関で協力しあいます。

※経済的な支援とは
手当や給付金などお金に関わる支援



基本目標2 ^{し えん} ^{かか} ^{ひつよう} ^{かてい} ^{し えん}
支援や関わりが必要な子ども・家庭へ支援をします

^{じどう} ^{ぎやくたい} ^{ぼうし}
(3) 児童虐待を防止します

^{じどう} ^{ぎやくたい} ^{ぼうし} ^{し えん} ^{おこな}
①児童虐待防止やヤングケアラーの支援を行います。

^{ふとうこう} ^{し えん} ^{おこな}
(4) 不登校の子どもなどの支援を行います

^{がっこう} ^{せいかつ} ^{なや} ^{かか} ^{し えん}
①学校生活で悩みを抱える子どもを支援します。

^{じさつ} ^{よぼう} ^{たいさく} ^{し えん} ^{おこな}
②子どもの自殺予防対策やひきこもりなどの支援を行います。

※ひきこもりとは
^{がっこう} ^{しごと} ^い ^{いえ} ^{じょうたい}
学校や仕事に行かず、家にとじこもっている状態



基本目標3 すべてのこどもが健康に成長できるように支援します

(1) 妊娠したときから切れ目のない支援をします

① 妊娠や出産について、正しい情報をお知らせし、相談支援を行います。

② 妊娠したときから切れ目のない支援をします。

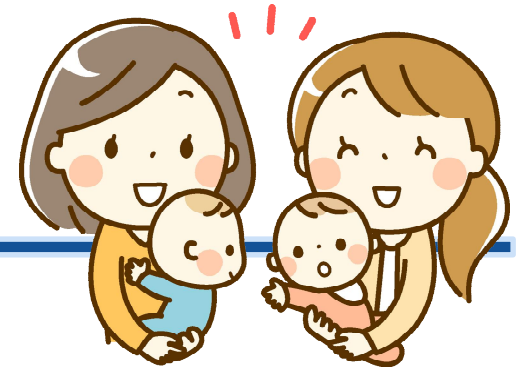
(2) 赤ちゃんや幼児が健康に成長できるように支援をします

① おかあさんと赤ちゃんが健康でいられるように支援します。

② 家庭にあわせた子育て支援を行います。

(3) 小学校から大人になるまで、心や体が健康でいられるように支援をします

(4) すべての人がこどもの成長を見守る地域づくりにとりくみます



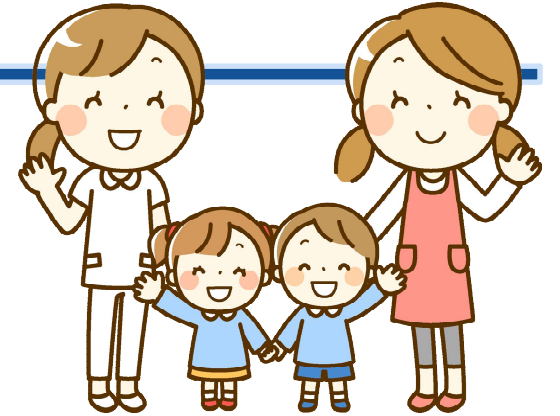
基本目標4 こどもを^{あんしん}安心して^{うそだ}産み育てられるように^{こそだ}子育て^{かてい}家庭を^{しえん}支援します

(1) ^{こそだ}子育てしやすい^{かんきょう}環境を^{ととの}整えます

- ① ^{きょういく}教育・^{ほいく}保育のサービスを^{じゅうじつ}充実させます。
- ② ^{かてい}家庭で^{ほいく}保育をする方の^{しえん}支援をします。

(2) ^{こそだ}子育て^{ひよう}費用の^{ふたん}負担を少なくします

- ① ^{いりようひ}医療費などの^{じよせい}助成を^{おこな}行います。
- ② ^{こそだ}子育て^{かてい}家庭に対して、^{たい}さまざまな^{じよせい}助成を^{おこな}行います。



※助成とは

^{かてい}家庭などに対して^{たい}手当や^{てあて}給付金^{きゅうふきん}などをあげ、
^{たす}助けること

基本目標5 ち い き こ そ だ お う え ん 地域で子育てを応援します

(1) ち い き み ま も こ え 地域での見守りと声かけのネットワークをつくります

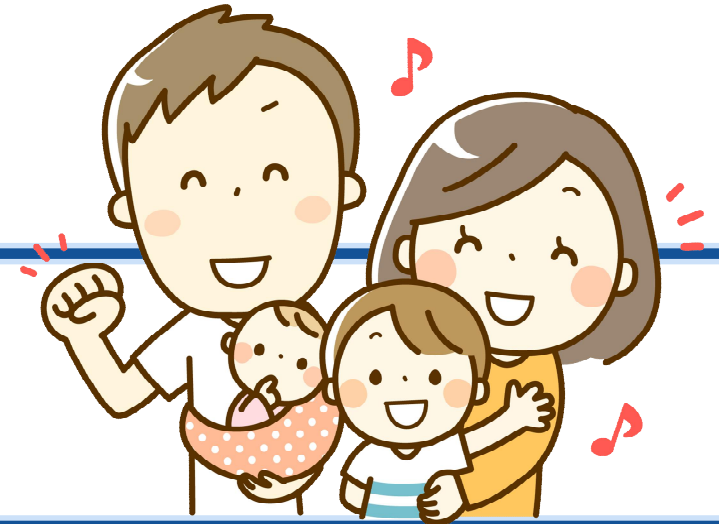
① ち い き ち から ち い き あ ん ぜん ま も 地域ので、地域の安全を守ります。

(2) あ ん し ん く か ん き ょ う 安心して暮らせる環境をつくります

(3) す い し ん ワーク・ライフ・バランスを推進します

① は た ら か ん き ょ う 働きやすい環境をつくります。

② し ご と か て い せ い か つ し ゅ う じ つ し え ん 仕事と家庭生活が充実できるように支援します。



※ワーク・ライフ・バランスとは

し ご と せ い か つ り ょ う ほう し ゅ う じ つ
仕事と生活の両方を充実させ、バランスをとること

7. 計画の成果目標 ～計画の達成度を確認するもの～

かさまし けいかく せい か もくひょう 笠間市こども計画の成果目標

※指標とは
めやす
ものさし、目安のこと



せい か しひょう 成果指標	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値	びこう 備考
じぶん しょうらい たの 自分の将来が楽しみだと思うこども	71.7%	↑ ふやします	令和7年度の調査
そうだん だれにも相談できないこども	小学生：10.2% 中学生：8.2%	↓ へらします	令和6年度の調査
かさまし こそだ おも ぼごしゃ 笠間市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者	45.1%	↑ ふやします	令和6年度の調査

せい か しひょう
※成果指標のほか、まいとし じょうきょう かくにん
毎年^{とし}の状況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}するためのモニタリング指標^{しひょう}も決めて、てんけん おこな
点検^{てんけん}を行いながら
とりくんでいきます。

※モニタリング指標とは
とし じょうきょう かくにん めやす
とりくみやその年^{とし}の状況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}する目安^{めやす}

みんなの^{こえ}声をきいていきます

これからも、みなさんの^{いけん}意見をきいて、^{かさまし}笠間市がどんどん^よ良いまちになるように
していきます。みなさんの^{いけん}意見をきかせてくださいね。



笠間市役所こども部こども政策課

〒309-1734

笠間市南友部1966-1（地域医療センターかさま）

☎ 0296-78-3155

◆^{そうだん}相談できるところ◆

^{なや}悩み、つらいことは^{そうだん}相談できます。^{きがる}気軽に^{そうだん}相談してください。

^{かていじどう}家庭児童相談室（^{せいさくかない}こども政策課内）

☎ 0296-70-5411